

令和 3 年度事業方針大綱

愛知県土地家屋調査士会
会長 梅村 守

私は会長就任にあたり、まず、土地家屋調査士法第 1 条の使命規定「調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」及び、本会会則第 2 条の目的規定「愛知県土地家屋調査士会は、調査士の使命及び職責にかんがみ、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。」を再確認し、今現在調査士を取り巻く環境は追い風として捉え、明るい未来を切り開いていけるよう事業を実施します。

一方で調査士制度にとって深刻な課題として、受験者減少の問題があります。平成 10 年以降一度だけ微増はありましたが、受験者は減り続けています。受験者減少は、調査士となる人材の質の低下をもたらし、業界全体の質の低下につながっていきます。また、続く会員減少は、仕事の担い手不足から他の業種にその職を委ねざるをえないという国の判断になりかねません。

そのためにも調査士の知名度・認知度の向上が最重要課題です。私は、調査士の名前を広く知ってもらうには、各種事業を通して認知度の向上を図っていく必要があると考えます。例えば国の政策が、防災・減災そして所有者不明土地問題に焦点が当たっている昨今、調査士が狭あい道路の解消、被害家屋認定調査、地籍調査事業に対し学び、理解を深めることや地域福利増進事業に携わることは、国民から望まれる資格者としての地位を築くのに絶好の機会といえます。この機会を逃したら、衰退への道へ進んでしまうという危機感を持ち、役員全員が広報委員であるという意識をもって取り組みます。

以下に主な事業の方向性を示します。

★業務領域拡大の推進

調査士法の改正により、目的規定に代わって使命規定が新設され、土地の筆界を明らかにする業務の専門家という文言が追加されました。このことは、調査士がこれまで筆界に関して真摯に取り組んできた姿勢が国民から評価されたものであり、今後の進むべき方向性を示したものであると考えられます。調査士が筆界を明らかにした

上で、その筆界にまつわるあらゆる境界の問題を、迅速に解決する業務まで拡げていくことを目指します。

★防災、減災のための社会貢献の推進

この地方では南海トラフ巨大地震が想定され、また風水害が毎年のように各地で頻発しています。このような状況下にあつて調査士は、土地や建物の調査・測量を生業とさせていただいている以上、防災、減災のための社会貢献をすることが責務であると考え推進していきます。

★所有者不明土地問題へ取組み

所有者不明土地連携協議会に参画し、また地域福利増進事業を積極的に進めていくことで国土交通省に対して調査士の存在をアピールします。

★組織改革の定着

理事の人数の削減、部員の創設などの会則改正がなされ、今年度から新しい体制で会務運営がスタートしていきます。これは、数十年にわたって行われてきた会務の慣行を大きく変革するものであり、試行錯誤が必要だと思われませんが、いち早く軌道に乗せることに傾注します。

★オンライン技術の積極的な活用

コロナ禍にあつて活用せざるを得なかったオンライン技術ですが、これがとても有用なものであることが認識されました。オンライン技術を用いた研修や会議のシステムを確立し、会員の利便性を高めます。

★調査士会館の立地条件や建物の特性を活かした広報活動

調査士会館の東壁面を有効な広告媒体として利活用できるよう企画立案します。

★支部の活性化

支部と会員間の顔の見える関係性を高め、帰属意識の向上を図ります。

★本会、公嘱協会、政治連盟の三位一体

本会、公嘱協会、政治連盟の三者が同じ方向を向いて進むことが調査士制度の維持、発展の鍵であることを認識し、更なる連携の強化、業務に関する情報共有に努め、共同での事業の実施を目指します。

以上、コロナ禍の終息はまだ見えない中にありますが、もうひと踏ん張りです。感染には十分に注意されて、一致団結して共に愛知会を盛り立てて参りましょう！

総務部 令和3年度事業計画

令和3年度事業方針大綱（案）に基づき、会員が常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ誠実に業務が行えるよう、各部・各支部と連携を強化し、迅速性・正確性・利便性の向上を目指しWEBを中心とした情報発信の定着に注力していきます。

予測できない疫病や自然災害に対しても、順応できる組織の構築を図るため、現行の事務機能を正しく評価し、先進的な技術やサービスを積極的に検討して持続可能な組織体制の構築を目指します。災害時において復旧、復興に参画していくことは社会的責務ですが、特に国家資格者として専門職能を活かした減災・防災対策に取り組み、公嘱協会や政治連盟と連携して愛知県下54市町村との基本協定締結を契機とした社会貢献活動に取り組む準備を検討してまいります。

1 事務局の強化

- (1) 事務局内のシステム見直しを継続し、事務の合理化・適正化を推進する。
- (2) 事務局職員の育成のため、研修及び研鑽を支援し、コミュニケーション能力の向上と、意識改革を図る。
- (3) 公嘱協会をはじめ他会等の事務局との交流を深め、情報交換を実施する。

2 組織の運営と管理

- (1) 組織改革後の本会の企画立案・意思決定・執行機関の具体的運営方法について検討し実施する。
- (2) 無駄のない会務運営ができるよう、各部及び各支部等と連携し検討する。
- (3) 財務部と協力し、会員の減少を見据えた対応策の検討をする。
- (4) 会員への電子メールやe投票システム等のWEBを利用した業務関連情報の伝達方法の浸透を強化して迅速性と効率性を高めたオンライン環境の定着を目指す。
- (5) 文書を整理し、文書管理を徹底する。
- (6) 災害時等における連絡体制など実践を想定した活動指針を検討する。
- (7) WEB技術等を活用し、柔軟性を備えた会議や研修の定着ため、具体的な環境整備について検討し実施する。

3 被害家屋認定士への支援

愛知県との災害協定締結を契機に、被害家屋認定士養成に関して支援を行う。

4 相談及び苦情処理体制

相談室において、来会者及び電話相談者に迅速に対応し、また、会員及び市民からの相談等に対応する。

5 「委員会等」への支援

- (1) 「あいち境界問題相談センター運営委員会」、「災害時対策運営委員会」、「苦情処理委員会」への支援等を行う。

(2) 「規則整備委員会」、「事務局運営委員会」等を必要に応じて開催する。

6 法調事務打合せ会

本会及び会員の事務手続が円滑に行われるよう、法務局と必要に応じて協議する。

7 隣接団体等との意見交換

公嘱協会、政治連盟その他関連団体と意見交換を行う。

8 他会との連携

中部ブロック協議会（愛知・三重・岐阜・福井・石川・富山）、葉月の会（愛知・札幌・宮城・神奈川・大阪・高知・福岡）、愛知・東京・大阪三会会長会議等の協議会に参加し、意見、情報交換を行う。

東海4県（愛知・岐阜・三重・静岡）の単位会での会議を開催し意見交換を行う。WEB会議を隔年で開催することを見据え、その方法について検討を開始する。

9 全国無料相談会、土地家屋調査士法施行規則第39条の2に基づく実態調査の協力

法務局主催の全国無料相談会及び調査士の日における一斉相談会並びに調査士法に基づく命令の規定に違反する事実の有無についての実態調査に協力する。

10 調査士会館の整備

- (1) 会館セキュリティ及び感染症対策について検討し、必要に応じ実施する。
- (2) 将来の会館修繕に備える。
- (3) 強化されたサイバーセキュリティを維持し、通信機器の管理をする。
- (4) 将来的に公嘱協会事務局の会館への招致を見据えて協議実施に備える。

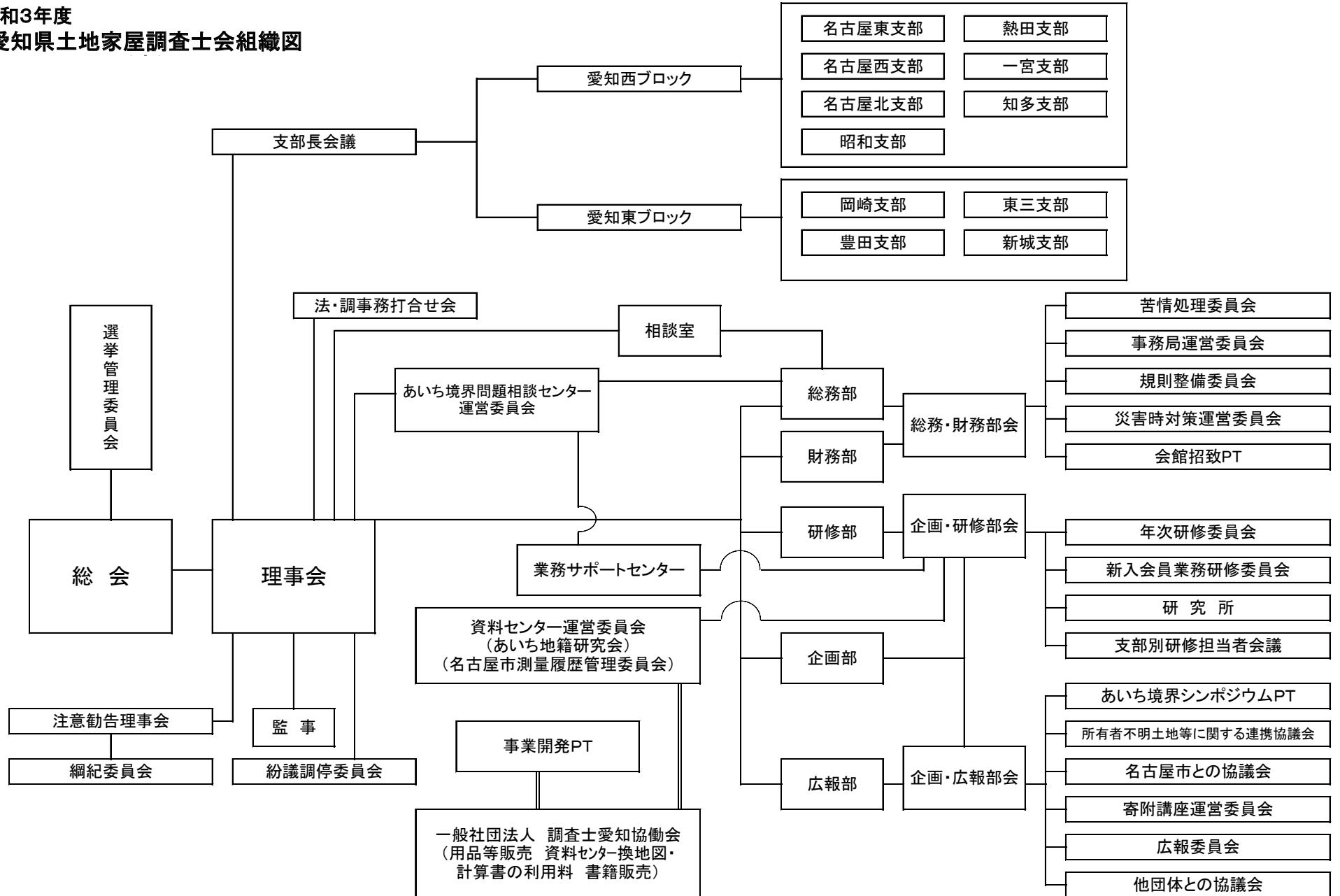
11 その他

連合会、中部ブロック協議会からの情報伝達に努める。

支部長会議へ協力する。

ソフトボール大会の協力方法を検討する。

令和3年度
愛知県土地家屋調査士会組織図



財 務 部 令和3年度事業計画

事業計画・予算案に則した適正な財務運営を進めていきます。令和元年度の1号会費の値上げに続き、令和2度の2号会費の徴収の実行によって財源が確保されますが、継続して適正な支出を強く推進しつつ、コロナ禍に対応する会費減免の検討及び積極的な事業展開を効率的に行えるように必要な改革を実行していきます。

(経理関係)

1 総務部との連携による財政及び組織全般の検討

- (1) 財政基盤の健全化を図り、組織の形態について検討する。
- (2) 組織改革に伴う役員報酬及び弁償費について検討する。
- (3) 支部組織について、経理関係を主とした検討資料を作成し、支部と継続的に協議を行う。

2 収支及び資産状況の把握と管理

- (1) 毎月の細小科目別の収支管理を行い、各部へ執行管理情報を提供する。
- (2) 戸籍等職務上請求書の在庫及び販売を管理する。
- (3) 監査会を実施する(年2回)。
- (4) 顧問公認会計士と協議をする。
- (5) ホームページ上に財務諸表を公開する。
- (6) コロナ禍における会費減免を検討する。

3 会計規程の厳守

会計規程を遵守し、支出の節約を促して適正な執行を図る。

4 会費納入の管理

- (1) 会費に関して必要な規則等を整備し、会員への周知徹底を図る。
- (2) 適正な会費納入を促すとともに、未納会員への調査を実施する。
- (3) 会費徴収管理調書に基づき入金情報管理の徹底を図る。
- (4) 会費徴収に関する事務処理の効率化を図る。

5 大規模災害への備え

- (1) 災害対策マニュアルに従い、非常時用物資を必要に応じ確保する。
- (2) 連合会による「大規模災害共済基金」を行うとともに、愛知会として災害時における派遣要請に対する所得補償等を見据え大規模災害対策積立預金を実施する。

(福利厚生関係)

6 各種同好会・親睦事業への助成協力

支部対抗ソフトボール大会等への助成の検討・助言を行う。

7 福利厚生

- (1) コロナ禍における見舞金等に関し、慶弔規程等について見直し、検討を行う。
- (2) 会員へ健康診断を奨励し、助成金を支出する。
- (3) 慶弔、祝い金を支給する。
- (4) 突発災害の被害者への即時対応を図り、見舞金を支給する。
- (5) 事務局職員の健康診断を徹底する。

8 保険・年金への加入促進

- (1) 損害賠償保険、傷害保険の加入促進のため、一般社団法人調査士愛知協働会が推奨する各種保険の取り扱いを支援する。
- (2) 全国国民年金基金土地家屋調査士支部への加入を促進する。

企 画 部 令和3年度事業計画

改正土地基本法によると土地所有者の責務として登記等権利関係の明確化、境界の明確化に関する規定が追加されました。しかし我々土地家屋調査士は筆界を明らかにする専門家として日々現場において測量、筆界立会を行っていますが、隣接地の所有者不明問題は増加する一方です。

令和3年度は引き続き、国土交通省による地域福利増進事業に取り組み、土地家屋調査士制度のPR、社会貢献活動を行うとともに所有者探索方法について積極的に検討し、我々の日常業務が円滑に行える方法を模索していきます。

1 土地家屋調査士業務に関する指導・連絡等

- (1) 「土地家屋調査士業務取扱要領」に関する事項の指導・連絡を行う。
- (2) 不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書に関する事項の指導・連絡を行う。
- (3) 登記測量に関する事項の指導・連絡を行う。
- (4) 筆界特定制度と調査士会ADRとの連携についての調査・研究を行う。
- (5) 調査士の付帯関連業務に関する調査・研究を行う。
- (6) 狭あい道路の解消に向けての提言を行う。
- (7) 所有者探索方法について検討する。

2 資料センターの運用

- (1) 資料センター運営委員会への協力を行う。
- (2) 退会する会員の測量資料等について対応する。

3 筆界特定制度への対応

- (1) 筆界特定制度に関する研修会等への協力を行う。
- (2) 筆界調査委員、鑑定実施員等の養成、意見書等作成のための講座を企画し、運営に当たる。

4 業務サポートセンター

土地に関する調査・測量業務、及び登記申請業務についての相談に応じることを通して、会員の適正な業務の推進を図るとともに、あいち境界問題相談センターの活用にもつなげる。

5 所有者不明土地問題への取り組み

- (1) 国土交通省による地域福利増進事業を活用し、所有者不明土地の有効利用に向けた取り組みを行う。
- (2) 中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会に参画し、情報収集に努める。

6 その他

- (1) 官公署との円滑な関係を維持するため、連携を図る。
- (2) 名古屋市内の測量履歴の収集及び開示を行う。

- (3) ADR 認定調査士制度の活用について検討する。
- (4) これまでの中部地籍研究会における研究の積み重ねを受け継いで、愛知会独自の地籍研究活動を支援する。
- (5) 空家等対策に関する取り組みについて、情報交換等を行う。
- (6) 勉強会等を企画し、会員間で交流できる場所を作り、人材育成につなげる。

研 究 所 令和3年度事業計画

世界を股にかけたグローバル化による「ヒト・モノ・カネ」の世界が、今、新型コロナウイルスによって停滞を余儀なくされています。

しかし、これまでの日本、あるいは先進国の成長を考えたとき、少なくとも他国（特に開発途上国）の自然や人の犠牲の上に成り立ってきたことは間違いなく、その上においてモノとカネの潤沢さをもって人間の豊かさであると錯覚してきたのではないでしょうか。

その結果、生活間格差とともに地球環境の悪化、特に気象環境の悪化は手に負えないものとなっていることが現実として突き付けられています。

このような経済格差、食糧格差、医療格差、そして気候変動に対して、これまで多くの経済学者、医療関係者、気象学の専門家等々から異を唱えられていたところ、特に2030年問題など、ここにきてようやくその反省が本質的なテーマになりつつあるように感じます。

真に持続可能な社会（SDGs「Sustainable Development Goals」）のために、必ずしもこれまでのような成長ではなく、満たされた中での経済活動への意識改革であり、社会構造の変革があるのではないのでしょうか。

さて、私たち土地家屋調査士の世界を考えてみるとどうでしょう。

やはりご多分にもれず、土地家屋調査士を取り巻く不動産業界も高度成長以降食糧環境と同じように、大量生産・大量消費・大量廃棄の構造の中でスクラップアンドビルドを繰り返し、もはや矛盾の限界に達しているようにも感じられます。

そこで、これまでの研究所の検証を含め、私たちの業務をもう一度見直すことによって、真に持続可能な業務と土地境界の未来を模索します。

以上から、研究所の令和3年度の事業計画を以下の4つの大きな分野に分けて同時研究をし、具体策を提案・提言します。

1 過去（土地家屋調査士のこれまでの業務）

業務内容を「境界解剖学」としてとらえ、細分化した中で検証し、業務を見直す。

2 現在（土地家屋調査士の今の環境）

土地家屋調査士を取り巻く環境と現状の洗い出し（例えば、業務内容、測量機器性能の向上、補助者数の減少、受験者数の減少、等々）からその本質を問う。

3 近未来（これからの役割と立ち位置）

筆界からの脱却として、使命とする権利の明確化とする業務、そして、境界問題解決への立ち位置の重点移動。

4 持続可能な未来（将来の土地制度と境界）

座標管理業務から財産管理業務への移行、そして国土の財産管理をする団体へ。

研 修 部 令和3年度事業計画

新型コロナウイルスの感染拡大の状況から、集合型の研修が困難な状況となっているため、集合しなくても全会員が研修に参加することができる体制を検討し、実施するように努めます。また、集合して研修を実施する場合においても、感染症に対する対策を万全にして、会員の健康を第一に考慮した方法にて実施するように努めます。令和2年度スタートした5年毎に会員に受講を義務付ける「年次研修制度」について、連合会の指針に基づき、愛知会独自の研修カリキュラムを、継続して実施してまいります。令和3年度も引き続き、会員全員の倫理観と会員資質の向上、研修意欲と全会員の帰属意識の向上も目指します。

1 研修内容

- (1) 土地家屋調査士業務（付随業務含む）
- (2) 土地家屋調査士倫理
- (3) 土地家屋調査士法第25条第2項
- (4) 日本土地家屋調査士会連合会伝達研修
- (5) 基準点及び基本三角点等を利用した測量
- (6) 民法
- (7) 鑑定講座
- (8) その他

以上を主な内容とする。

研修内容により定例研修又は研究所特別研修として開催し、一部有料にて行う。

2 定例研修

令和3年度は、年4回程度を計画・開催し、出来る限り補助者の参加できる機会を設ける。また、感染症の拡大が落ち着いた平常時においても、WEBを利用した研修の実施方法について検討し、会員の要望に沿った新しい研修を実施する。

3 新入会員業務研修

新入会員業務研修委員会が策定したカリキュラム（現場での立会業務を柱とした内容）に基づき、おおむね登録後1年以内の会員を対象に開催する。

研修部は委員会の運営の補助をし、研修当日はスタッフ及び講師として参加する。

感染症拡大の状況でも、会員が安心して受講できるように、中部ブロックと協力してWEB等を利用した独自の研修体制を検討する。

4 年次研修

年次研修委員会が策定したカリキュラム（職業倫理、会則等）に基づき、連合会の指針に沿って実施する。

5 入会時研修

新入会員の入会時研修を適宜実施する。研修部員全員が担当できる体制を作る。

6 支部別研修担当者会議

各支部の令和2年度研修活動報告をし、本会と支部の研修内容、時期が重複することを避け、令和3年度の支部研修会の参考とする。また支部に伝達するための本会提案の研修会（支部委託研修会等）があれば協議する。

7 研究所特別研修

研究所等活用による専門的内容の研修を開催する。

8 愛知会独自の単位公開検討

令和2年度導入したICチップ内蔵の会員証による出席者の把握を、より正確にできるような体制を整え、愛知会独自の単位公開について継続協議する。CPDの導入を前提とするものではなく、各会員のポイント公開の意思確認をし、適正かつ効率的な事務処理ができるような制度を検討する。

9 その他

- (1) 本会と支部の連携の充実及び支部研修への協力
- (2) 調査士特別研修（ADR認定調査士）への協力
- (3) 支部、各部、公嘱協会、政治連盟との協力体制による研修・シンポジウムの検討
- (4) 不動産関連業界研修会への協力
- (5) 研修制度の見直し及び検討（研修会申し込み・配布資料の電子化、通信機器を用いた研修、愛知会専属学識経験者による講師準備含む）
- (6) 他会、他業種が行う研修について情報収集
- (7) 新入会員を対象とした測量実務研修に関する検討

広 報 部 令和3年度事業計画

土地家屋調査士の認知度向上を図り、制度の存続のためにも、広報活動は必須と考えます。広報活動は費用対効果を実感する機会がそれほど多くはないと考えるものの、地道な活動を続けた先に土地家屋調査士制度の更なる発展があると考えます。愛知会から全国の土地家屋調査士をはじめ、国民に愛知会の声を届けていきます。そのために、従来の広報活動はもとより、リニューアルしたホームページを活用し、より多くの情報を発信していきます。現在、ホームページのトップに掲載してある会務通信を国民にも読んでいただけるよう、土地家屋調査士の活動内容や情報を発信することに加え、今期は動画による情報発信なども検討し実施していきます。また、組織改革により企画広報部となることから合同ならではの強みを探し活動していきます。

1 会員向け情報伝達

- (1) 会報「会務通信」の発信
法務局・連合会からの情報、理事会、研修会等の活動報告を確実に伝達するために発信する。また、各部と連携を図り、迅速に掲載する。
- (2) 各種発行紙の電子化を継続して実施する。
- (3) 「本会ホームページ」の管理、運営
ホームページの内容の充実及び迅速な情報伝達に努める。
- (4) 広報委員会の広報活動の充実を図る。

2 外部向け情報伝達（制度広報）

- (1) 対外的に土地家屋調査士をアピールする活動を実施する。
- (2) 土地家屋調査士を広報するためのグッズを考案し作成する。
- (3) 無料表示登記相談会等の開催に協力することを通しての制度広報を実施する。
- (4) 各種専門学校や各部と連携し制度広報を実施する。
- (5) 広報誌「地図読み人」を発刊する。
- (6) 「きょうかい君・あいちゃん」等を活用した制度広報の方法を実施する。
- (7) 愛知会会館の外壁を利用した広報設備を検討し、実施する。

3 寄附講座運営委員会

- (1) 名城大学での寄附講座を実施する。
- (2) 中部ブロック事業として寄附講座へ協力する。
- (3) 他大学等での新規開講や出前講座を目指す。
- (4) 令和4年度以降の講師の養成を図る。

4 学生層への資格制度広報

- (1) 「寄附講座運営委員会」への支援
- (2) 「インターンシップ」の実施

土地家屋調査士事務所でのインターンシップを検討している学生への積極的なアピールを行う。また、寄附講座の受講生に対しても寄附講座運営委員会と連携し、参加を呼びかける。

5 名古屋自由業団体連絡協議会

- (1) 「フレッシュマンフォーラム 10'」
各資格者団体の新入会員が一堂に集い、個別に業務関係のネットワークを構築する場として定着しており、令和 3 年度も積極的に新入会員へ参加を呼びかけ、開催を支援する。
- (2) 「中堅フォーラム 10'」
各資格者団体の中堅会員が一堂に集い、個別に業務関係のネットワークを構築する場として平成 30 年度から参加しており、令和 3 年度も積極的に中堅会員へ参加を呼びかける。
- (3) 「大学生のための資格業ガイダンス」への参加
学生に対して土地家屋調査士を職業選択の一つとして提供できる場と考え、積極的に参加する。
- (4) 「生活お困りごと無料相談会」
一般の方へ土地家屋調査士制度をアピールする場と考え、積極的に参加する。

6 その他

日本土地家屋調査士会連合会、中部ブロック協議会の広報活動情報を収集し、愛知会独自の広報を発信する。

令和3年度は令和2年度に引き続き、本来の業務である資料の収集保管・開示に傾注することを主眼として資料センターの運営に当たります。

新型コロナウイルスの感染が収束しない中、非接触で行えるWEB資料センターの拡充に努めると同時に、頻発する自然災害などの有事に強い資料センターを目指します。

1 基本事業の遂行

資料センター運営委員会規則第6条に基づく資料の収集、保管、登録及び開示活動を行う。

2 資料センターの利用拡大

- (1) 新入会員研修等の機会を活用し、業務遂行に資料センターの活用を啓発する。
- (2) 有事を想定した資料の保管方法を検討する。
- (3) WEB資料センターの利用を拡大すべく、公開できるファイル形式の拡大を図る。

3 開示情報の更新

広報部と連携しホームページ掲載情報の更新を図る。

あいち境界問題相談センター（以下「センター」という。）は、平成14年10月に、全国初のADR機関（裁判外紛争解決手続機関）として設立され、その後、平成23年に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく法務大臣の認証を受け、現在に至っています。

令和2年度は、無料減額キャンペーンが再開されたことに伴い、相応なる申立件数が得られました。今後も安定した件数で推移できるような情勢をみながら、継続した運営に努めて参ります。令和3年度も、会員を中心としたセンターの利用促進を図るべく、広報活動を強化し、国民に信頼される組織となることを目指して参ります。

1 制度広報の充実

- (1) 広報部と連携し、会務通信センターニュース、フェイスブックの改善を継続する。
- (2) 業務サポートセンターの相談窓口を通して、認定調査士の活用を図る。
- (3) 会員へ制度の理解を深めるための研修（WEB活用）等を行う。
- (4) 各機関との連携において無料相談会（非対面型等）等を実施し広報を行う。
- (5) 官公署、他士業団体、他のADR機関等へパンフレット等を利用した広報活動を行う。

2 他のADR機関及び他士業団体機関等との連携

- (1) 愛知県弁護士会との意見交換会及び研修会により連携を強化する。紛争解決センターとの連携を強化する。
- (2) 法務局筆界特定室との連携に努める。
- (3) 連合会及び他会の境界問題相談センターとの情報交換に努める。
- (4) 日本司法支援センター（法テラス）との連携に努める。
- (5) 上記以外のADR機関等との連携を検討する。

3 担当者及び認定土地家屋調査士等の研修

センター規則に定める調停人候補者、調査員候補者、鑑定等実施員候補者及び運営委員並びに認定土地家屋調査士等を対象にした研修を実施し、人材育成と会員の資質向上に努める。

4 ADR法認証機関としての規則、運営の整備・検討

- (1) ADR法認証機関としての規則、運営上の問題点の整備に努める。
- (2) 裁判のIT化に伴い、紛争をインターネット上で解決する仕組みODR(Online Dispute Resolution)を研究し、実務に即した運営方法を検討する。

5 センターの利用促進

- (1) 無料減額キャンペーン終了に伴い見直されたADR費用規程により利用を促進する。

- (2) 企画部と連携し、業務サポートセンター等を経由した案件に対応する。
- (3) 担当者の連携を強化し、相談窓口（非対面型等）の利便性に努める。
- (4) 応諾率の向上に努める。